

議案第 37 号

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 30 年 6 月 5 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

コンビニエンスストア等に設置する多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付開始に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

あきる野市印鑑条例（平成 7 年あきる野市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「汚損又はき損した」を「汚損し、又は毀損した」に改める。

第 16 条中「同条第 2 項」を「第 2 項」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 20 条から第 22 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 章中第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第 20 条 第 18 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自己の利用者証明用電子証明書

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により印鑑登録の証明を申請することができる。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、前項の規定による申請があったときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。